

委員会発案第 2 号

教職員定数の改善と義務教育費の国庫負担割合引上げを求める意見書の
提出について

教職員定数の改善と義務教育費の国庫負担割合引上げを求める意見書（案）を、地方
自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙
のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 25 日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 吉 田 朋 子

(別紙)

教職員定数の改善と義務教育費の国庫負担割合引上げを求める意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和３年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に３５人に引き下げられているものの、今後は小学校にとどまることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要である。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準の引下げ、少人数学級の実現が必要である。

秋田県においては、厳しい財政状況の中でも一人一人の子供に教職員の目を行き渡らせるため、独自の少人数学級を実施しているところであるが、豊かな子供の学びを保障するための財源は、本来、国が負担すべきである。

よって、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするため、下記の措置が講じられるよう地方自治法第９９条の規定に基づき意見書を提出する。

記

- １．子供たちの教育環境改善及び教職員の働き方改革並びに長時間労働是正のために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における３５人学級を実施すること。
- ２．自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、十分な加配措置及び財政措置を行うこと。
- ３．教育の機会均等と水準の維持向上を図り、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。
- ４．新規採用者を持続的に確保し、専門性を発揮して意欲を持って働くことができるよう、教職員の待遇改善に必要な財政措置を講ずること。
- ５．新卒者の就業機会や教職員の年齢構成バランスの確保等を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。

令和6年9月25日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 長 沼 久 利